

## 《所定疾患療養費(Ⅱ)実施状況》

厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年10月に前年度の当施設における所定疾患施設療養費(Ⅱ)の実施状況を公表いたします。

※所定疾患施設療養費とは、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患(肺炎、尿路感染症、带状疱疹)における施設での医療について、一定の要件を満たした場合に算定されるものです。

### ●2022年10月～2023年9月迄

疾患名	件数	治療日数	投薬、検査、注射、処置等の内容
肺炎	2	12	聴診、血液検査、胸写、抗生剤の点滴注射(生食+セフトリアキソンナトリウム)、内服(セフカペンピボキシル錠、レボフロキサシン錠投与)、水分補給(点滴、経口補水)など
尿路感染症	53	311	尿検査、内服(セフカペンピボキシル錠、レボフロキサシン錠投与)、水分補給(経口補水)など
带状疱疹	4	21	抗ウイルス剤の内服、消炎鎮痛剤など
蜂窩織炎	5	41	投薬による薬物療法